

# **岐阜県エネルギー政策調査・検討委託業務 プロポーザル募集要項**

令和7年7月23日

岐阜県 環境エネルギー生活部

省エネ・再エネ社会推進課

## 岐阜県エネルギー政策調査・検討委託業務プロポーザル募集要項

県では、平成23年3月に県のエネルギー施策の方向性を示す「岐阜県次世代エネルギービジョン」を策定し、平成28年3月、令和4年3月に改定しました。本ビジョンは、5年ごとに改定を行うこととしており、現行ビジョンは新型コロナウイルス感染症の影響により、改定が1年遅れたことから4年を経過した令和7年度に改定を行う予定でしたが、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、一体的に施策を推進するため「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」へ統合することとしています。

統合に当たって、事業者の企画力、知識等を活用することによって、より効果的・効率的に事業を実施するため、本事業はプロポーザル（企画提案）方式によって選定することとし、この募集要項は委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

### 第1 募集の内容

#### 1 委託業務名

岐阜県エネルギー政策調査・検討委託業務

#### 2 業務内容等

「岐阜県エネルギー政策調査・検討委託業務仕様書」のとおり

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

#### 4 委託費の上限

6,186,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）とし、下記①から⑩までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② プロポーザル評価会議を開催する日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。  
ア 破産者で復権を得ない者  
イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。  
ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）  
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るもの）を含む。以下同じ。）  
がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）  
ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るもの）を含む。）

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 県税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑩ 令和2年度から令和6年度までの5年間に、国又は地方自治体において、エネルギー、環境に関する調査事業や計画策定事業の受託実績があること。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を別紙4に沿って企画提案書を作成してください（様式は任意）。

- ・ 企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。
  - ・ 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
  - ・ 企画提案書は30ページ以内（表紙、添付書類含む）に収めることとします。
- (1) 業務に関する企画提案
    - ① エネルギー分野の社会情勢や本県のエネルギー施策に関する理解について
    - ② 業務内容の実施について
  - (2) 業務実施スケジュール等
    - ① 業務実施スケジュールについて
    - ② 業務の実施体制について
    - ③ 業務費の妥当性について
  - (3) 社会的課題等への取組

【企画提案書の作成に当たっては、以下を参考・考慮してください】

- 1 岐阜県エネルギービジョン改定に向けた調査・分析業務報告書（一部省略版）
   
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/445827.pdf>
- 2 岐阜県エネルギービジョン
   
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14418.html>
- 3 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画
   
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3646.html>
- 4 岐阜県第6次環境基本計画
   
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/130209.html>
- 5 岐阜県経済・雇用再生戦略
   
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/284528.html>
- 6 岐阜県省エネ・新エネ推進会議
   
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6118.html>

## 3 応募の手続等

### (1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の配布	令和7年7月23日(水)～令和7年8月15日(金)
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年7月23日(水)～令和7年8月15日(金)

③ プロポーザル参加申込受付・資格を満たさない参加者に対する連絡	令和7年7月23日(水)～令和7年8月15日(金)
④ 企画提案書受付期間	令和7年7月23日(水)～令和7年8月25日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年8月下旬～9月上旬を予定
⑥ 結果の通知・公表	令和7年9月上中旬を予定

## (2) 募集要項等の配布

① 配布日時 令和7年7月23日(水)～令和7年8月15日(金)

② 配布場所 <http://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/410981.html>

(トップ>県政情報>入札・公売・>公募型プロポーザル)

※募集要項等は、原則、上記の県ホームページからダウンロードすることとします。

## (3) 質問事項の受付及び回答

① 受付期間

令和7年7月23日(水)～令和7年8月15日(金)

午前9時00分～午後5時00分

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を県に郵送、電子メールにより提出してください。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、隨時、県のホームページ上にて公開します。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/410981.html>

(トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル)

## (4) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和7年7月23日(水)～令和7年8月15日(金)

午前9時00分～午後5時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

② 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙2)

イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙3)

③ 提出部数 1部

④ 提出方法等

・県に持参又は郵送にて提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。

・郵送の場合も、令和7年8月15日(金)必着となります。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

・参加者要件を満たさない場合は、参加者にその旨を連絡し、その後の企画提案書の審査は行いません。

## (5) 企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和7年7月23日(水)～令和7年8月25日(月)

午前9時00分～午後5時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

② 提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙4)

イ 法人に関する書類

(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・ (別紙5)

(イ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの  
(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)

- ウ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (任意様式)  
エ SDGsへの取組み・・・・・・・・・・・・ (別紙6)

- ③ 提出部数  
8部(正本1部、副本7部)  
④ 提出方法  
・県に持参又は郵送により提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。  
・郵送の場合も、令和7年8月25日(月)必着となります。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。  
⑤ 注意事項  
プロポーザル評価会議において、企画提案書を使用してプレゼンテーション実施してください。県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

#### (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。  
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合  
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合  
ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合  
エ 募集要項に違反すると認められる場合  
オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合  
カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合  
キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合  
ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合  
ケ 委託費の上限を超える見積書の提案を行った場合  
コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合  
② 著作権・特許権等  
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。  
③ 複数提案の禁止  
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。  
④ 提出書類の変更の禁止  
提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)  
⑤ 返却等  
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。  
⑥ 費用負担  
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。  
⑦ その他  
ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。  
イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。  
ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。  
エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、後日通知する評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届(様式自由)を県に持参又は郵送により申し出てください。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

#### (7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。  
② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載

する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

#### (8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号（県庁9階）

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課（エネルギー係）

TEL 058-272-1111（内線2944）

電子メールアドレス [c11268@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11268@pref.gifu.lg.jp)

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を上記の送付先まで電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「岐阜県エネルギー政策調査・検討委託業務」と記載した上で送信してください。

### 第3 評価に係る事項

#### 1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「岐阜県エネルギー政策調査・検討委託業務プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）」において行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら採点します。

#### 2 プロポーザル評価会議

（1）開催日時 令和7年8月下旬～9月上旬（予定）

（2）開催場所 岐阜県庁（岐阜市薮田南2丁目1番1号）

※開催日時・場所は予定であり、後日、改めて企画提案参加者に通知します。

（3）企画提案の制限時間

①プレゼンテーション 20分間

②選定委員からの質疑 10分間

（4）注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・プレゼンテーションの参加人数は、3名までとしてください。
- ・1名でも指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

#### 3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおりです。

なお、各評価項目の合計点を構成員ごとに100点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

### 第4 選定に係る事項

#### 1 最優秀提案者の選定

① 各構成員は別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行います。

② 構成員ごとに評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付すこととします。

順位	1位	2位	3位	…
順位点	3点	2点	1点	…

③ 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も高い提案者1名を最優秀提案者とします。

④ ③に関わらず、最低基準に満たない提案者は選定から除外します。

#### 2 順位点の合計点数が同点数の者が複数生じた場合

順位点の合計点数が最も高い者が複数生じた場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とし

て選定します。

なお、提案金額についても同額である者が複数いる場合は、くじ引きにより順位を決定します。

### 3 提案者が1者または無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、最低基準点に満たない場合、または提案者がない場合は再度公募を実施するものとします。

### 4 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに提案者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし応募者が2者の場合は公表しません。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議委員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

## 第5 契約の締結

### 1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となります。最優秀提案者と県の協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（最低基準点を満たした者に限ります。）と協議を行うこととします。

### 2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当する時は免除します。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 法令等の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理に関する法令を遵守してください。

### 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

### 3 個人情報保護

受託者が、本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別紙「仕様書」の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏え

い、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

#### 4 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用することはできません。また、本委託業務終了後も同様とします。

#### 5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。本委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

### 第7 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

#### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができるものとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

#### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除することとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

### 第8 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

#### 1 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければいけません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することができます。

#### 2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

### 第9 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本委託業務契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル選定委員会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

### 第10 問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課（エネルギー係）

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号（県庁9階）

TEL 058-272-1111（内線2944）

電子メールアドレス [c11268@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11268@pref.gifu.lg.jp)

## 評価項目及び評価内容

## 【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点を算出する。
- ② 構成員(3名)の評価点の合計の6割を最低基準とする。最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 各構成員の評価点の高い順から順位点を付す。(1位=3点、2位=2点、3位=1点、…)
- ④ 順位点の合計が最も高い提案者1名を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容	評価点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
<b>提案内容の妥当性 (80点)</b>					
<b>1 エネルギー分野の社会情勢や本県のエネルギー施策に対する理解について(20点)</b>					
国及び本県のエネルギーを取り巻く社会情勢・トレンドについて正確に把握しているか。	10	8	6	3	0
本県のエネルギー施策について、正確な知識を有し、内容を理解しているか。	10	8	6	3	0
<b>2 業務内容の実施について(60点)</b>					
本県のエネルギー政策の課題解決のための手法や具体的な施策の提案は的確か。	20	15	10	5	0
施策等の有効性を検証するための目標値・成果指標設定のための手法は的確か。	20	15	10	5	0
本県のエネルギー政策を岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画に盛り込むための岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の構成の提案は的確か。	20	15	10	5	0
<b>実施主体の適格性(15点)</b>					
<b>1 業務実施の能力について(5点)</b>					
類似事業の実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。また、業務提案とスケジュールが整合しているか。	5	4	3	2	0
<b>2 業務の実施体制について(5点)</b>					
業務を適切かつ確実にできる経営基盤を有しているか。また、業務実施スケジュールを適正かつ確実に実施できる人員体制であり、県との連絡調整が迅速に実施できる体制を組めているか。	5	4	3	2	0
<b>3 事業費の妥当性について(5点)</b>					
業務費の積算は提案された内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	5	4	3	2	0
<b>社会的課題等への取組に関する評価(5点)</b>					
<b>1 SDGsへの取組みについて(5点)</b>					
環境・社会・経済といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。	5	4	3	2	0
<b>合計 (100点)</b>					